



島根県報

平成24年4月6日（金）

号外第74号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

包括外部監査の結果の公表

2

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成24年3月28日に包括外部監査人池田明氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成24年 4 月 6 日

島根県監査委員 田 中 八洲男

同 石 原 真 一

同 法 正 良 一

同 山 川 博 司

第 1 章 包括外部監査の概要

第 1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 監査の対象とした特定の事件

【国の経済対策に伴い造成した基金について】

第 3 基金の名称及び各基金主管部局、室課

基金の名称	主管担当課
島根県中山間地域等活性化基金	農林水産部林業課木材振興室 農林水産部林業課
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金	商工労働部雇用政策課
島根県ふるさと雇用再生特別基金	商工労働部雇用政策課
島根県地域医療再生臨時特例基金	健康福祉部医療政策課
島根県医療施設耐震化臨時特例基金	健康福祉部医療政策課
島根県障害者自立支援対策臨時特例基金	健康福祉部障がい福祉課
島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	健康福祉部地域福祉課
島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金	健康福祉部高齢者福祉課
島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	健康福祉部高齢者福祉課

島根県安心こども基金	健康福祉部青少年家庭課
島根県妊婦健康診査支援基金	健康福祉部健康推進課
島根県地域自殺対策緊急強化基金	健康福祉部障がい福祉課
島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金	健康福祉部健康推進課
島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金	総務部総務課
島根県消費者行政活性化基金	環境生活部環境生活総務課 消費とくらしの安全室
しまね環境基金	環境生活部環境政策課
島根県地域活性化・経済対策調整基金	総務部財政課

第 4 対象期間

平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度および平成23年度以降の見込み等について参考とした。

第5 特定の事件を選定した理由

島根県は平成22年度末現在37の基金を運用し、これらの総額は1,136億円となっている。近年、島根県が保有する基金は残高総額の減少が続いていたが、平成20年度及び平成21年度においては基金数、基金残高ともに増加に転じ、平成22年度末においては前年度とほぼ同じ水準の残高を維持するに至っている。

平成20年度以降基金数及び基金残高が増加した要因は、平成20年9月の世界的金融危機（リーマンショック）を受けて平成20年度補正予算以降政府において予算措置された緊急経済対策等を目的とした国庫補助金等の受け入れに伴うものが主である。緊急経済対策等を目的とした国庫補助金等は2か年から6か年程度の間事業を執行することを前提として交付されているので、県側においては複数年度にわたり円滑に当該事業執行を行うことを目的として新たな基金の造成または既存の基金の活用を行い、これらの基金への国庫補助金等交付金の積立及び取崩しによる計画的な事務事業の執行に努めている。

（平成18年度以降の基金数及び年度末残高の推移は下記のとおり）

	基金数	年度末残高
平成18年度	19	979億円
平成19年度	19	898億円
平成20年度	27	910億円
平成21年度	37	1,192億円
平成22年度	37	1,136億円

うち、国の経済対策にかかるもの

	基金数	年度末残高（注 1）
平成18年度	－	－
平成19年度	－	－
平成20年度	7	105億円
平成21年度	16	398億円
平成22年度	18	290億円

（注 1）旧来の基金を活用して国の経済対策事業を執行しているものがある。島根県歳入歳出決算付属書における該当基金残高は国の経済対策分とは分別管理している旧来基金分の残高を含むので上記残高とは合致しない。

国の経済対策に伴い造成した基金の平成22年度末残高290億円は、島根県が作成するバランスシート（普通会計）における総資産残高3兆3,273億円のうち生活インフラ・国土保全などのための公共資産3兆620億円を除く資産残高2,653億円の約11%程度に留まりストック全体からみた場合のウェイトは必ずしも高くはない。しかし、国の経済対策に伴い造成した基金の取崩し額は平成22年度において164億円に達しており、これが一般会計に組み入れられることで事務事業執行の一部を担っている。平成22年度一般会計歳出予算5,355億円（当初予算）のうち、人件費や公債費などの義務的経費3,063億円を除く非義務的経費は2,292億円であるが、その中で国の経済対策に伴い造成した基金の活用による非義務的経費の支出のウェイトは7%に達している状況を考えれば、一般会計歳出面において国の経済対策に伴い造成された基金の役割は重要性を帯びてきている。

以上の理由により今回の包括外部監査では県が保有する基金のうち国の経済対策に伴い造成された基金について、ストックとしての基金の管理運用状況について監査を実施するとともに、一般会計歳出における当該基金の活用（フロー的観点）の状況について監査を実施することとした。

第6 監査の実施期間

平成23年4月から平成24年3月まで

第7 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者とした。

野津孝義 (弁護士税理士)

平川眞代 (学識経験者)

吉田朝香 (学識経験者)

第8 利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第 2 章 包括外部監査の結果及び意見

第 1 全般的事項

I 国の経済対策に伴い造成された基金の概要

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる（地方自治法第241条1項）。

島根県では平成22年度末時点で37の基金を造成運用しており、残高は1,136億円であるが、このうち国の経済対策に伴い造成された基金は18基金となっており基金全体の残高の25%を占める290億円となっている。国の経済対策に伴い造成された基金は、平成20年9月の世界的金融危機（リーマンショック）を受けて平成20年度補正予算以降、政府において予算措置された緊急経済対策等を目的とした国庫補助金等の受け入れに伴い島根県において造成された基金であるが、これらの基金は2年から6年程度の間事業を執行することを前提に交付されているので、県側においては複数年度にわたり円滑に当該事業執行を行うために、各年度において基金の取崩しを行い、計画的な事務事業の執行に努めている。

（図表1）は平成18年度から平成22年度までの国の経済対策に伴い造成された基金及びそれ以外の基金残高の推移を表している。島根県が造成運用する基金全体の残高は平成18年度から19年度にかけて減少したが、平成20年度以降は国の経済対策に伴い造成運用する基金残高の発生により基金全体としては増加傾向に転じている。

(図表 1)
基金残高の推移

単位：千円

	残高 平成18年度	残高 平成19年度	残高 平成20年度	残高 平成21年度	残高 平成22年度	残高の増減 H18-22	残高の増減 H19-22	残高の増減 H20-22	残高の増減 H21-22
1 島根県中山間地域等活性化基金				3,276,573	998,976	998,976	998,976	998,976	△ 2,277,597
2 島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金			1,566,056	5,502,640	5,028,890	5,028,890	5,028,890	3,462,834	△ 473,750
3 島根県ふるさと雇用再生特別基金			4,110,000	3,278,018	1,865,198	1,865,198	1,865,198	△ 2,244,802	△ 1,412,820
4 島根県地域医療再生臨時特例基金				4,997,705	4,078,866	4,078,866	4,078,866	4,078,866	△ 918,839
5 島根県医療施設耐震化臨時特例基金				1,856,936	1,384,293	1,384,293	1,384,293	1,384,293	△ 472,643
6 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金			1,390,561	2,319,470	1,464,212	1,464,212	1,464,212	73,651	△ 855,258
7 島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金				3,123,561	2,967,348	2,967,348	2,967,348	2,967,348	△ 156,213
8 島根県介護職員処遇改善等基金				3,475,148	2,018,732	2,018,732	2,018,732	2,018,732	△ 1,456,416
9 島根県介護基金整備等基金				3,794,362	1,961,146	1,961,146	1,961,146	1,961,146	△ 1,833,216
10 島根県安心こども基金			757,073	1,505,658	1,354,748	1,354,748	1,354,748	597,675	△ 150,910
11 島根県妊婦健康診査支援基金			413,293	300,149	197,220	197,220	197,220	△ 216,073	△ 102,929
12 島根県地域自殺対策緊急強化基金				85,568	58,730	58,730	58,730	58,730	△ 26,838
13 島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金				0	563,349	563,349	563,349	563,349	563,349
14 島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例交付金				222,868	128,719	128,719	128,719	128,719	△ 94,149
15 島根県消費者行政活性化基金			150,000	150,738	100,189	100,189	100,189	△ 49,811	△ 50,549
16 島根県社会貢献活動促進基金				0	133,000	133,000	133,000	133,000	133,000
17 しまね環境基金（地域環境保全対策分）				558,561	341,159	341,159	341,159	341,159	△ 217,402
しまね環境基金（二酸化炭素排出抑制対策分）				208,529	47,588	47,588	47,588	47,588	△ 160,941
18 島根県地域活性化・経済対策調整基金			2,116,242	5,230,591	4,380,148	4,380,148	4,380,148	2,263,906	△ 850,443
国の経済対策により造成された基金（上記合計）	0	0	10,503,225	39,887,075	29,072,511	29,072,511	29,072,511	18,569,286	△ 10,814,564
上記以外の基金	97,919,113	89,826,161	80,496,828	79,341,382	84,593,051	△ 13,326,062	△ 5,233,110	4,096,223	5,251,669
基金合計	97,919,113	89,826,161	91,000,053	119,228,457	113,665,562	15,746,449	23,839,401	22,665,509	△ 5,562,895

(財産に関する調書及び財政課資料より)

(図表2)は平成20年度から平成22年度までの経済対策に伴い造成された基金の積立額と取崩額の推移を表している。平成20年度から平成22年度の3か年に積み立てられた基金総額は562億円であり、同期間における取崩額は271億円となっている。

平成20年度においては国の予算編成時期等が遅かったために、地方自治体が同年度内での事業着手が困難であったことから基金が年度後半以降に積立てられており、平成20年度内は当該基金の活用についての計画段階であって、実質的に事業執行を行う段階に入ったのは平成21年度以降であったと考えられる。

平成22年度末時点で基金残高は290億円であり、平成20年から平成22年度の間に積み立てられた基金総額562億円の51%が平成23年度以降の事業執行のために活用される見込みである。

(図表2) 国の経済対策により造成した基金の積立と取崩の推移

単位：千円

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		H20-22 積立合計	H20-22 取崩合計	基金残高 平成22年度
	積立	取崩	積立	取崩	積立	取崩			
1 島根県中山間地域等活性化基金	0	0	4,420,262	1,143,689	480,409	2,758,006	3,901,695	998,976	
2 島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金	1,620,000	53,944	5,169,982	1,233,398	2,100,546	2,574,296	3,861,638	5,028,890 *	
3 島根県ふるさと雇用再生特別基金	4,110,000	0	10,247	842,229	4,549	1,417,369	2,259,598	1,865,198	
4 島根県地域医療再生臨時特例基金	0	0	5,000,000	2,295	3,489	922,328	924,623	4,078,866	
5 島根県医療施設耐震化臨時特例基金	0	0	1,856,936	0	170,288	642,931	642,931	1,384,293	
6 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金	1,390,561	0	1,488,674	559,765	44,261	899,519	1,459,284	1,464,212	
7 島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	0	0	3,175,945	52,384	2,186	158,399	3,178,131	2,967,348	
8 島根県介護職員処遇改善等基金	0	0	3,894,208	419,060	7,559	1,463,975	1,883,035	2,018,732	
9 島根県介護基盤臨時整備等基金	0	0	3,974,182	179,820	515,640	2,348,856	4,489,822	1,961,146 *	
10 島根県安心こども基金	757,073	0	1,354,831	606,246	1,059,200	1,210,110	3,171,104	1,354,748	
11 島根県妊婦健康診査支援基金	416,155	2,862	1,048	114,192	19,964	122,893	437,167	239,947	
12 島根県地域自殺対策緊急強化基金	0	0	114,517	28,949	5,802	32,640	120,319	61,589	
13 島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金	0	0	0	0	628,211	64,862	628,211	64,862	
14 島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例交付金	0	0	260,242	37,374	156	94,305	260,398	131,679	
15 島根県消費者行政活性化基金	150,000	0	40,374	39,636	109	50,658	190,483	90,294	
16 島根県社会貢献活動促進基金	0	0	0	0	133,000	0	133,000	0	
17 しまね環境基金	0	0	1,120,749	353,660	4,272	382,614	1,125,021	736,274	
18 島根県地域活性化・経済対策調整基金	2,116,242	0	8,175,879	5,061,530	403,651	1,254,094	10,695,772	6,315,624	
国の経済対策により造成された基金（上記合計）	10,560,031	56,806	40,058,076	10,674,227	5,583,292	16,397,855	56,201,399	27,128,888	
								29,072,511	

(財産に関する調査及び財政課資料より)

* 地域福祉分を含まない

(図表 3) は平成20年度から平成22年度までの積立額の累計と取崩額の累計との関係から基金の執行率を表したものである。

平成22年度末時点での執行率は48.3%となっているが、県の平成24年度当初予算ベース（平成24年 2 月15日公表）では、国の経済対策に伴い造成された基金全体の執行率は平成24年度末において87.1%となることが見込まれている。

(平成24年度末における執行率の見込み)

島根県中山間地域等活性化基金	72.8%
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金	97.8%
島根県ふるさと雇用再生特別基金	98.1%
島根県地域医療再生臨時特例基金	71.7%
島根県医療施設耐震化臨時特例基金	98.3%
島根県障害者自立支援対策臨時特例基金	96.7%
島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	13.8%
島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金	98.0%
島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	98.3%
島根県安心こども基金	98.6%
島根県妊婦健康診査支援基金	91.2%
島根県地域自殺対策緊急強化基金	85.3%
島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金	100.0%
島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金	78.4%
島根県消費者行政活性化基金	100.0%
島根県社会貢献活動促進基金	97.0%
しまね環境基金	100.0%
島根県地域活性化・経済対策調整基金	99.7%
全体合計	87.1%

(注) 島根県社会福祉施設等耐震化臨時特例基金については、事業の対象となる全施設を対象に国から交付金が交付されているが、現地調査の結果、耐震化等が不要な施設があったことや、工事執行の減等により執行率が低い状況にある。このため、県においては事業期間の更なる延長や用途の拡充について国へ要望していく考えである。

(図表 3)
国の経済対策により造成した基金の執行率の状況

	平成20年度～22年度		平成20年度～22年度 取崩合計 B	執行率 平成22年度末 B ÷ A	基金残高 平成22年度	事業期間 年度	事業期間 残存年数
	積立合計 A	平成20年度～22年度 取崩合計 B					
1 島根県中山間地域等活性化基金	4,900,671	3,901,695	79.6%	998,976	21-26	4	
2 島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金	8,890,528	3,861,638	43.4%	5,028,890 *	20-25	3	
3 島根県ふるさと雇用再生特別基金	4,124,796	2,259,598	54.8%	1,865,198	20-23	1	
4 島根県地域医療再生臨時特例基金	5,003,489	924,623	18.5%	4,078,866	21-25	3	
5 島根県医療施設耐震化臨時特例基金	2,027,224	642,931	31.7%	1,384,293	21-24	2	
6 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金	2,923,496	1,459,284	49.9%	1,464,212	20-24	2	
7 島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	3,178,131	210,783	6.6%	2,967,348	21-24	2	
8 島根県介護職員処遇改善等基金	3,901,767	1,883,035	48.3%	2,018,732	21-24	2	
9 島根県介護基盤臨時整備等基金	4,489,822	2,528,676	56.3%	1,961,146 *	21-24	2	
10 島根県安心こども基金	3,171,104	1,816,356	57.3%	1,354,748	21-26	4	
11 島根県妊婦健康診査支援基金	437,167	239,947	54.9%	197,220	20-24	2	
12 島根県地域自殺対策緊急強化基金	120,319	61,589	51.2%	58,730	21-26	4	
13 島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金	628,211	64,862	10.3%	563,349	22-24	2	
14 島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例交付金	260,398	131,679	50.6%	128,719	21-26	4	
15 島根県消費者行政活性化基金	190,483	90,294	47.4%	100,189	20-24	2	
16 島根県社会貢献活動促進基金	133,000	0	0.0%	133,000	23-24	2	
17 しまね環境基金	1,125,021	736,274	65.4%	388,747	21-24	2	
18 島根県地域活性化・経済対策調整基金	10,695,772	6,315,624	59.0%	4,380,148	20-24	2	
国の経済対策により造成された基金(上記合計)	56,201,399	27,128,888	48.3%	29,072,511			

(財政課資料より集計)

* 地域福祉分を含まない

II 国の経済対策に伴い造成された基金の運用

国の経済対策等にもなう各交付金交付要領では、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用することにより交付の目的を達成する旨を定めていることから、島根県においては新たな基金条例の制定による基金の造成、または既存の基金を活用することにより国の経済対策等による交付金事業を実施している。

なお、島根県では平成22年度において国の経済対策等に伴い造成された基金すべてについて繰替運用を行っているため、国の経済対策に伴う基金に属する現金は歳計現金に融通されている。歳計現金は出納局にて管理されており、年度末に所定の計算方法により運用利息を算定し、運用利息を一般会計から各基金残高へ組み入れている。

(注) 繰替運用とは、基金に属する現金を有利子で歳計現金に融通することをいう。

(国の経済対策等にもない造成された基金の条例)

島根県中山間地域等活性化基金条例（平成 5 年 10 月 5 日 公布）

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成 21 年 2 月 27 日 公布）

島根県ふるさと雇用再生特別基金条例（平成 21 年 2 月 27 日 公布）

島根県地域医療再生臨時特例基金条例（平成 22 年 3 月 5 日 公布）

島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成 21 年 10 月 16 日 公布）

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成 19 年 3 月 13 日 公布）

島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成 21 年 7 月 17 日 公布）

島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成 21 年 7 月 17 日 公布）

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成 21 年 7 月 17 日 公布）

島根県安心こども基金条例（平成 21 年 2 月 27 日 公布）

島根県妊婦健康診査支援基金条例（平成 21 年 2 月 27 日 公布）

島根県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成 21 年 7 月 17 日 公布）

島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例（平成 22 年 12 月 24 日 公布）

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例（平成 21 年 10 月 16 日 公布）

島根県消費者行政活性化基金条例（平成21年 2 月27日公布）

島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年 3 月23日公布）

しまね環境基金条例（平成10年 3 月27日公布）

島根県地域活性化・経済対策調整基金条例（平成21年 2 月27日公布）

これらのすべての条例において基金の管理、運用益金の処理、繰替運用に関して次の規定が置かれている。

（基金の管理）

基金に関する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に組み入れるものとする。

（繰替運用）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

また、島根県ペイオフ対応方策（平成14年 2 月14日決定）に基づき、資金の運用についての必要事項を資金管理方針として定めている。

（基本方針）

歳計現金及び歳入歳出外現金は支払準備金として最も確実かつ有利な運用を、基金現金は特定の目的に応じ確実かつ効率的な運用を、また、制度融資預託金は、原則として決済用預金による預託を行う。

なお、企業会計資金は、歳計現金及び基金現金に準じて行うこととする。

(運用方法)

基金現金の運用

- (1) 預金による運用
- (2) 債券による運用
- (3) 歳計現金への繰替運用

預金利率と一時借入金利率との格差が大きいこと、基金現金の一元的管理等の観点から、基金の管理計画に支障の無い範囲で原則として全額繰替運用を行う。

さらに、基金の管理については平成16年8月18日付財第138号の各基金所管課長あての依頼文書により、下記のとおり方針が示されている。

基金の預託先

〈 現行 〉

ペイオフ対策、資金計画から出納局が指示を出し、各課で金融機関に預託や繰替運用を行っている。

〈 変更後 〉

原則、すべてを繰替運用とし、出納局の歳計現金の管理で一括して預託等を行う。(各課での金融機関預託は行わない。)

この方針の実施により、出納局の権限でペイオフ対策、資金計画とあわせ効率的な預託等を行うことができるようになり、各基金での利息収入等は減少となる場合があるが、県全体では利息収入の増、一時借入金の減による支払利息の減少の効果が生じている。また、各課での基金管理事務の軽減につながっている。

(参考 地方自治法)

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる（地方自治法第241条1項）。

基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない（同条2項）。

Ⅲ 実施した監査の手続き

実施した監査の手続きは次のとおりである。

- 国の経済対策に伴い造成された基金の管理及び運用にかかる管理担当部署へのヒアリング、関連資料の閲覧及びその内容検討

ただし、すべての帳票、証拠書類を査閲したものではなく、監査は試査により監査人が抽出した対象について手続きを行ったものである。

IV 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

なお、当該包括外部監査における監査の結果及び意見は財務情報の信頼性を担保するものではない。

第 2 個別基金の状況

I 監査の対象

国の経済対策に伴い造成された基金は平成22年度末現在17の基金が運用されている。今回の包括外部監査においては基金自体の管理運用面のみでなく、基金を活用し実施された事務事業について、合规性、経済性、効率性、有効性の観点から監査を行った。なお、17の基金それぞれが平成22年度において多数の事務事業への活用の原資となっており、また、ひとつの基金において多数の部課にまたがり事務事業が執行されるものもあることから、すべての個別基金を監査対象とすることは困難であると判断し、個別基金の監査対象について絞り込みを行うこととした。

平成22年度における各基金の取崩しの状況は次頁のとおりであるが、平成22年度末における執行率が比較的高いもののなかから、基金の主管する部課が偏らないように3つの基金を抽出し個別基金のうち監査の対象とした。

(太字のものが個別基金の監査対象として抽出したもの)

	平成22年度取崩額 (単位：百万円)	執行率 (%)
島根県中山間地域等活性化基金	2,758	79.6
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金	2,574	43.4
島根県ふるさと雇用再生特別基金	1,417	54.8
島根県地域医療再生臨時特例基金	922	18.5
島根県医療施設耐震化臨時特例基金	642	31.7
島根県障害者自立支援対策臨時特例基金	899	49.9
島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	158	6.6
島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金	1,463	48.3
島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	2,348	56.3
島根県安心こども基金	1,210	57.3
島根県妊婦健康診査支援基金	122	54.9
島根県地域自殺対策緊急強化基金	32	51.2
島根県子宮頸がん予防ワクチン等 接種緊急促進基金	64	10.3
島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金	94	50.6
島根県消費者行政活性化基金	50	47.4
島根社会貢献活動促進基金	—	—
しまね環境基金	382	65.4
島根県地域活性化・経済対策調整基金	1,254	59.0

II 島根県ふるさと雇用再生特別基金

1 基金の概要

ふるさと雇用再生特別交付金の交付については、国のふるさと雇用再生特別交付金交付要綱により行うこととされている。

【ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱より】

(通則)

ふるさと雇用再生特別交付金については、予算の範囲において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

この交付金は、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、都道府県に基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(交付先)

この交付金は、厚生労働大臣（以下「大臣」という。）が都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

この交付金は、都道府県が平成21年1月30日付職発第0130005号「ふるさと雇用再生特別基金事業の実施について」別紙「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」の第3に定める事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

(交付の条件)

この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業の遂行及び支出状況について大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況について報告を記載した書面を作成し、大臣に提出しなければならない。
- (4) 交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（様式第 4 号）を作成し、これを交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (5) 基金を解散する場合は、解散するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(実績報告)

この交付金の実績報告は、交付金対象事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は交付対象事業が完了した日の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第 5 号）を大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

大臣は交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

ふるさと雇用再生特別基金の事業主体、基金事業の内容、基金事業の運営、その他詳細についてはふるさと雇用再生特別基金事業実施要領の定めるところによる。

【ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領より】

(事業主体)

基金事業の事業主体は、都道府県とする。

(基金事業の内容)

基金事業は、交付金により都道府県において造成された基金を活用して都道府県が行う次の事業とする。なお、基金事業にはこれらの事業に係る周知及び広報並びに基金の運営及び管理を含むものとする。

- (1) 地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う事業（以下「委託事業」という。）
- (2) 事業を行う市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）へ補助金を交付する事業（以下「市町村補助金」という。）
- (3) 委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業（以下「一時金の支給事業」という。）
- (4) 地域基金事業協議会（以下「地域協議会」という。）の運営に関する事業（以下「地域協議会の運営事業」という。）
- (5) 上記に付帯する事業
- (6) その他厚生労働大臣が定める事業

(基金事業の運営)

(1) 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ①国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ②金融機関への預金

③託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る）

(2) 運用の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、基金事業に要する経費に充てることができるものとする。

(3) 基金の取崩しの制限

基金（基金の運用によって繰り入れられた果実を含む）は、基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

(4) 基金の残額の取扱い

都道府県は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は別に定める手続きに従い、これを国に納付するものとする。

(委託事業)

(1) 基金の対象となる委託事業

①事業例（別紙）を参考に都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む）の振替でないこと。）

②建設・土木事業でないこと

③雇用機会を創出する効果が高い事業であること

④地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること（草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究事業等は除く。）

(2) 新規雇用する労働者

①新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

②新規雇用する労働者の雇用期間は、原則 1 年以上とし、更新ができるものであること。ただし、事業の性質上、当該事業に従事する労働者と 1 年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合には、必要に応じて、6 か月以上 1 年未満の

雇用期間についても認めるものであること。

- ③労働者を新規採用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。なお、その確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

(3) 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、NPO法人、その他法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとする。

(4) 委託契約等

都道府県における委託事業に係る委託契約の際には、各都道府県の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各都道府県の財務規則等に基づき、契約するものとする。また、基金事業について、請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。なお、委託契約等には各都道府県において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。

- ①委託事業の予定期間及び終了予定期日
- ②予定される事業費及び人件費
- ③事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数
- ④事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間
- ⑤事業で新規募集する予定の労働者の募集方法
- ⑥受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が失業者であるか否かを確認するものであること。
- ⑦委託者は、受託者が事業の実施にあたり、上記(1)(2)に反した場合には、委託契約額の一部または全部を返還させる権

利を有するものであること。

⑧事業が終了した場合は、①から⑤までの事項を内容に含む実績報告を作成し、都道府県に提出しなければならないこと。

⑨ ⑧により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。なお、委託事業に係る契約終了時点において、次の要件を満たす場合、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

(i) 受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続すること。

(ii) 受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1/2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。

(事業の上積み)

都道府県は、上記委託事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

(市町村補助事業)

都道府県は、市町村が委託事業を実施する場合において、基金を財源として市町村に補助金(補助率10/10)を交付することができるものとし、上記(委託事業)及び(事業の上積み)に掲げる条件を付さなければならないものとする。なお、補助事業には、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むものとする。

この場合において、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(一時金の支給事業)

都道府県は、委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金(以下「一時金」という。)を支給する。

(1) 支給対象

都道府県は、次のいずれにも該当する事業主に対して一時金を支給するものとする。

①上記（委託事業）又は（市町村補助事業）の規定により事業を実施する事業主であること。

②委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者をその契約期間の終了の日までに、継続して雇用する正規労働者として引き続き雇い入れるものであること。

(2) 支給方法

委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を正規労働者として雇い入れた事業主は、一時金の支給の申請を行うことができるものであり、都道府県は当該事業主からの申請を受けて支給するものとする。なお、一時金の支給申請書の受理については、市町村が行うことができるものとする。

(3) 支給金額

対象労働者 1 人当たり 30 万円とする。

(4) 支給制限

(1) に該当する事業主が、偽りその他不正の行為により、一時金の支給を受け、又は受けようとしたときは、(1) の規定にかかわらず、支給しないことができる。

(地域協議会の運営事業)

都道府県は、地域協議会の運営を行う。

(1) 構成

地域協議会の構成員には、次の者を含めることとする。

①都道府県

②都道府県労働局

③労使団体

④必要に応じその他の地域関係者、有識者等

(2) 事務

地域協議会は、以下の事項につき、調査審議する事務をつかさどるものとする。

- ①実施事業の選定・事業計画の策定
- ②事業終了後の事業評価
- ③事業の中止又は廃止の決定
- ④その他地域協議会の事務として定められた事項

(3) 庶務

地域協議会の庶務は、都道府県において総括し、及び処理する。

(事業計画全体としての要件等)

- (1) ふるさと雇用再生特別交付金事業計画書（変更があった場合は変更後事業計画書）に盛り込まれた上記（委託事業）及び（市町村補助事業）の規定により実施する事業が、年度ごとの当該事業計画全体として次の要件に該当するものであることとする。

なお、当該要件は、都道府県が作成する年度ごとの事業計画全体として判断されるものであり、個々の委託事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。

委託事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費は2分の1以上であること。また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。
- (2) 事業計画の策定や事業の実施に際しては、障害者、日系人その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用機会が提供されるよう配慮すること。また、幅広い層の地域求職者等に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。なお、事業で新規雇用する労働者に関しては、上記（委託事業）及び（市町村補助事業）の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就くことのないよう留意すること。

(財産の取得制限)

地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

2 基金活用の状況

平成22年度におけるふるさと雇用再生特別基金の活用による事業は県においては18の課により42の委託事業が実施され、20市町村において79の委託事業が実施されている。

概要は下記のとおり

	事業数	平成22年度事業費総額	新規雇用者数
委託事業	42	737,177千円	209名
市町村補助事業	79	680,192千円	189名
一時金支給額		2,100千円	
周知・広報及び 管理運営に要した費用		5,436千円	
合計	121	1,417,369千円	398名
基金取崩額		1,417,369千円	

(注) 市町村における委託事業は市町村補助事業と同義

(図表 4) 【平成22年度委託事業の事業別一覧及び一時金】

事業課	事業名	平成22年度 事業費 (単位：千円)	新規雇用の 失業者数
総務部総務課	私立幼稚園での手厚い保育・預かりサービス提供事業	6,595	5
地域振興部地域政策課	地域の人づくり人材の養成支援機関の事業化支援事業	17,578	3
	古民家の利活用における雇用創出事業	7,665	1
	地域密着型プロスポーツチーム設立を核とした新しい街づくりによる雇用創出事業	19,964	4
	古民家再生による景観保全・資源リサイクル利用の促進事業	4,499	1
	島の消費力アップ事業～僕らの島基準～	10,418	4
地域振興部交通対策課	ターミナルコミュニケーター配置事業	5,835	3
環境生活部土地資源対策課	木質バイオマスエネルギー利用促進事業	5,742	2
環境生活部環境政策課	「エコボケ」による新たな環境ビジネス普及推進事業	19,810	4
健康福祉部高齢者福祉課	介護予防推進研究事業	21,877	7
健康福祉部障害福祉課	インターネット古書販売による障害者雇用創出事業	19,298	8
	しまねアートプロジェクト事業	18,898	7
農林水産部農業経営課	新たな農林水産業経営モデル構築事業	36,939	22
農林水産部農畜産振興課	有機農業実践者サポート事業	8,373	3
	隠岐島「隠岐牛の里づくり」事業	18,862	4
	大根島を舞台としたバラ産業の創出によるふるさと雇用再生事業	19,945	4
農林水産部林業課	森林資源利活用促進事業	29,794	7
農林水産部水産課	地元水産物を活用した島漁業・観光振興事業	11,687	2
	新たな農林水産業経営モデル構築事業	7,404	3
東部農林振興センター	共存竹林復活事業①	19,838	3
	共存竹林復活事業②	7,037	4
商工労働部商工政策課	中小企業に対する事業継続計画策定普及支援事業	11,963	2
商工労働部観光振興課	出雲空港コンシェルジュ事業	10,000	3
	隠岐ツアーセンター体制強化事業	6,000	1
	観光案内と旅行商品開発事業	15,750	7
	島民コンシェルジュの育成による新しい観光産業構造の構築	12,281	3
	駕籠と人力車による松江体験型観光事業	4,547	5
	電動アシスト自転車を利用した観光・ビジネスのレンタサイクル事業	6,493	3
	神話のふるさと島根推進事業	286	1
商工労働部しまねブランド推進課	しまねの伝統工芸を支える人づくり事業	21,697	8
	県産品販路拡大事業	112,875	34
	地域情報サイトと着地型旅行事業を活用した地域ブランド商品開発と販売事業	12,703	2
	地域産品を活用した地域ブランド商品開発及び販路拡大事業	8,054	2
	食品の輸出検査部門の確立	8,915	2
	寧夏交流ビジネス推進事業	6,730	1
	広島市内のタクシー事業者と連携した県内産品の販売事業	7,776	2
商工労働部産業振興課	新技術・新分野進出実証モデル事業	42,000	9
	島根発！機能性食品直販支援事業	11,830	3
	Rubyのe-ラーニング研修システムの構築事業	12,385	2
	中京エリアIT受注機会拡大支援事業	9,172	3
商工労働部産業技術センター	産業技術センター研究開発委託事業	86,209	14
商工労働部中小企業課	中山間地域小売業サポート事業	3,917	1
	計	729,641	209
	一時金支給額	2,100	
	周知・広報及び管理運営に要した経費	5,436	
	合計	737,177	209

(図表 5) 【平成22年度市町村補助事業一覧】

市町村名	事業名	平成22年度 事業費 (単位：千円)	新規雇用の 失業者数
松江市	農業経営基盤強化事業（農業生産の多品目化）	20,238	6
	松江ブランド開発事業	9,879	2
	R u b y 活用普及事業	13,057	4
出雲市	コミュニティーセンター活性化事業	7,578	4
	出雲市起業活動支援事業	5,677	1
	耕作放棄地再生維持事業	7,172	3
安来市	商工業振興事業	3,500	1
	やすぎ資源循環型農業実践事業	3,726	2
雲南市	地域資源を活かした農家レストランの運営支援	12,155	3
	地域資源を活かした観光資源の開発・観光交流の促進事業	17,272	5
東出雲町	キラリと光る町づくり事業～学び・つながり・支え愛で地域力の向上～	14,694	5
	ひがしいずも産業支援センター運営業務	8,484	2
	スポーツクラブ設置事業	10,359	3
奥出雲町	地域子育て支援事業	10,500	5
	奥出雲ブランド振興事業	15,750	3
	地域 I C T 利活用事業	11,466	3
	奥出雲特産物振興事業	5,835	3
	農産加工商品販路開拓推進事業	5,562	1
	自然と歴史・文化と食を融合した観光事業	8,190	3
	奥出雲町高齢者生活支援事業	19	2
飯南町	飯南ブランド確立推進事業	2,767	1
	町内産品販路等拡大支援事業	13,201	3
	赤城高原ブランド確立事業	2,761	1
斐川町	農地拡大担い手支援事業	3,255	1
	魅力ある観光地づくり事業	4,027	1
	斐川ブランド販売拡大事業	6,008	1
浜田市	体験型産業育成事業	5,308	2
	原木しいたけ産業の育成と里山再生事業	19,743	5
	感動を呼ぶツーリズム創造事業	6,159	2
	浜田の海を活かした定住促進事業	8,049	2
	観光 P R 強化事業	5,317	5
	地域ふれあい交流推進事業	5,213	3
	石州半紙ブランド P R 事業	5,807	2
	学校図書館支援センター設置事業	2,855	1
	石見産品の販路拡大によるものづくり推進事業	12,560	3
	石見神楽関連商品開発事業	4,980	3
	益田市	地域づくり支援業務	2,494
高津川流域総合産業化推進事業		7,842	3
萩・石見空港利用促進事業		3,544	1
ゆずの里推進事業		6,479	1
大田市	緊急ものづくり販路開拓支援事業	16,897	2
	地産品 P R 販路開拓システム構築・販売促進事業	1,991	1
	大田市観光振興事業	8,931	1
江津市	農業支援コーディネート事業	15,562	6
	ふるさと雇用再生支援事業	4,741	1
	地域資源販路開拓支援事業	16,621	3
	人材移入のためのふるさと定住推進事業	3,001	1
	新ぐるっと人麻呂江津物語推進事業	7,584	1
川本町	販売拠点による地域ブランド確立事業	3,800	1
	地産地消型宅配事業	4,680	1
	地域資源を活用した田舎ツーリズム事業	2,700	1
	森林資源を活用した地域新エネルギー事業	4,800	1
	エゴマを使った真鴨飼育畜産振興事業	3,944	1

美郷町	堆肥散布システム構築による耕苗連携の強化と有機農業の推進事業	6,730	2
	地域資源を活用した観光資源の開発と地場商品の販路拡大及びバイオマス資源活用振興事業	23,500	5
	農産物流通システム構築事業	12,200	3
	イノシシ（地域資源）未利用部位の活用による調味料、サプリメント等の製造販売	8,429	3
邑南町	邑南町耕畜連携促進事業	10,312	2
	邑南町産地づくり対策事業	4,377	1
	田舎ツーリズム体制整備・強化事業	3,190	1
	地域資源を活用した新産業創出事業	11,340	2
	邑南町森林資源活用促進事業	11,970	3
	ひだまりの家活動支援事業	5,778	2
津和野町	純国産・安全健やか津和野冬虫夏草酒プロジェクト	14,927	3
	歴史と自然の融合！ワールドワイド新津和野観光創造事業	29,521	3
吉賀町	堆肥利用製造促進事業	4,500	2
	中山間地域活力創出事業	4,510	2
	農産物生産販路拡大事業	4,600	1
	吉賀町ふるさと生活安心サポート事業	7,867	2
	交流・定住促進のための環境整備事業	9,744	2
海士町	生き残りを賭けたいわがき養殖プロジェクト	14,940	3
	海士町安心生活サポート事業	14,147	5
	島価値創造プロジェクト	9,263	4
	離島発 新たな地域教育モデル事業	28,499	6
西ノ島町	ふるさと情報発信事業	5,591	1
	地域資源活用事業	6,930	2
隠岐の島町	循環型社会の形成委託事業	9,502	4
	体験型観光定着化促進事業	3,091	1
合計		680,192	189

3 実施した監査の手続き

実施した監査手続は次のとおりである。

- ふるさと雇用再生特別基金事業にかかる予算執行（支出負担行為）に関する管理担当部署へのヒアリング、支出関連資料の閲覧および内容検討
- ふるさと雇用再生特別基金事業の各事業に関する事務事業管理担当部署へのヒアリング、支出関連資料の閲覧およびその内容検討

ただし、いずれも全ての帳票、証拠書類を査閲したものではなく、監査は試査により、監査人が抽出した対象について手続を行ったものである。

4 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

なお、当該包括外部監査における監査の結果および意見は財務情報の信頼性を担保するものではない。

5 指摘事項

(1) 委託事業全般

① 財産の調達においてリース契約を活用する場合の留意点について

国のふるさと雇用再生特別基金実施要領において、地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む）は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満のものとし、50 万円以上の財産の取得は認めないものとされている。また、50 万円未満の財産の取得であっても、国から原則としてリースまたはレンタルで対応するように指導されており、こうした国の取扱いに基づき、県側では委託事業受託者において委託事業の執行上、50 万円を超える財産及び 50 万円未満の財産の取得を行う必要がある場合には、レンタル契約またはリース契約にて対応を行うよう指導している。また、この場合、当該財産は委託事業の運営に必要な物品を調達するという趣旨にあることから、平成 23 年度末における委託事業の最終期間終了までにレンタル契約またはリース契約期間を終了するよう指導を行っている。

ところで、リース契約は通常、財産の法定耐用年数に見合うリース契約期間を設定するが、平成 23 年度末における委託事業の最終期間終了までにリース契約期間を終了するようリース契約の締結を行えば、通常よりも短い期間でリース料総額を負担するケースが発生してしまう。リース契約期間における年間リース料は財産の購入価格にリース会社の手数料を加えたものをリース契約期間で除して、年間リース料を算出するので、通常よりも短い期間でのリース契約では、通常よりも高額な年間リース料が算出され、そのリース料を基に見積もられる委託事業における委託契約金額が割高になってしまう。

このように、法定耐用年数を相当に下回るようなリース契約期間による契約を行えば必要以上に高額なリース料を負担することになることで、それらを基に見積もられる委託契約金額が割高になってしまうことは経済性の観点からは好ましくない。

現状においては、これらの取扱いは国の実施要領等に基づき対応を県側では行っていることから、国においての取扱いの改正がなされなければ対応が難しい面もあるかと思われるが、法定耐用年数を相当に下回るような契約期間によるリース契約においては上記の点を踏まえ、経済性への配慮を行い慎重に活用を行うよう検討されたい。

(2) 隠岐島「隠岐牛の里づくり」事業

① 役員報酬の取扱いについて

平成22年度における島根県ふるさと雇用再生基金事業による隠岐島「隠岐牛の里づくり」事業による委託契約18,862千円が執行されている。この委託契約にかかる事業費には「新規に雇用した失業者の人件費」10,094千円が含まれているが、平成22年4月及び5月における「新規に雇用した失業者の人件費」の中に役員報酬409千円が含まれている。

県は、役員への報酬を委託事業における事業費に含めることができるかどうかという点に関して「委託先企業の役員が労働者として基金事業に従事する場合、失業者に向けられる人件費以外の事業費から役員報酬等を支給することは可能である。」との回答を厚生労働省から得ているが、失業者に向けられる人件費以外の事業費にて負担しなければならない役員報酬の一部を「新規に雇用した失業者の人件費」に含めているために、この点が遵守されない結果となっている。

役員への報酬に関しては上記の取扱いに従い適正な処理に努められたい。

(3) 大根島を舞台としたバラ産業の創出によるふるさと雇用再生事業

① 役員の従事実態の把握について

平成22年度における島根県ふるさと雇用再生基金事業での「大根島を舞台としたバラ産業の創出によるふるさと雇用再生事業」による委託契約19,945千円が執行されており、当該委託契約においては委託先の企業の役員報酬が事業費に含まれている。

県は役員報酬を委託事業における事業費に含めることができるかどうかという点に関して「委託先企業の役員が労働者として基金事業に従事する場合、失業者に向けられる人件費以外の事業費から役員報酬等を支給することは可能である。」との回答を厚生労働省から得ているが、当該案件においては、県側による委託事業の検査実施の際に該当役員が労働者として基金事業に従事したか否かについて、出勤簿での確認と作業内容について口頭で確認するに留まっている。企業の役員の業務は会社役員固有の業務と、従業員と同様に労働者として基金事業に従事する業務の両面を併せ持つことから、該当役員の委託事業への従事実態を客観的に説明できる業務日誌等の資料での従事実態の把握に努められたい。

(4) 県産品販路拡大事業

① 委託契約による概算支払金清算金の返納未納とその防止について

平成22年度における島根県ふるさと雇用再生基金事業による県産品販路拡大事業は31の委託契約が取り交わされ112,875千円が執行されている。

このうち1件については委託契約期間に委託事業の継続が困難となったため当初契約金額4,989,856円から1,085,007円へ変更委託契約を締結している。

当該契約においては2,245,434円の契約金の概算支払いを行っており1,160,427円の返納通知を平成23年5月9日付にて受託者へ送付しているが、監査実施日現在未回収となっている。

監査実施日現在、受託者は会社所在地において事業活動を行っておらず、返済力に乏しいため回収のための交渉は難航している。

当該委託契約の採択にあたり事前審査を実施した際に、県側では会社の第1期決算報告書を入手しているが、貸借対照表における総資産は11,110千円、総負債は17,946千円、純資産の部は△6,835千円となっており債務超過の状況にあったことが分かる。破産法においては会社が債務超過の状態であれば、破産手続き開始の原因として規定されており、第三者が債権の弁済時期に関わらず破産の申し立てを行うことができることから、債務超過会社との契約における契約金額の概算支払いに関しては十分な注意が必要であるが、平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終了する委託契約当初契約総額の約45%が平成22年7月20日までの4カ月弱の期間に支払われている。

県産品販路拡大事業の受託者の採択にあたっては、財務基盤の脆弱性のみをもって受託者への委託の可能性を排除するものではないが、財務基盤が必ずしも盤石でないと判断される場合には、受託者側の状況を定期的に検査し、概算支払いの時期に配慮を行うなど、回収が困難な返納未納金の発生を未然に防止することに努められたい。

Ⅲ 島根県安心こども基金

1 基金の概要

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付については、国の子育て支援対策臨時特別交付金（安心こども基金）交付要綱により行うこととされている。

【安心こども基金交付要綱より】

（通則）

子育て支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

この交付金は、都道府県が、「子ども・子育てビジョン」による保育所の整備等、認定こども園等の保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充、児童虐待防止対策の強化により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

（交付対象事業）

この交付金は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付の条件)

この交付金の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金の造成にあたり、保育サービス等の拡充、保育サービス等の充実、すべての子ども・家庭への支援、児童虐待防止対策の強化の各事業区分間で経費の配分変更を行ってはならない。
- (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (6) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 3 による調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- (7) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、交付の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (8) 都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、基金執行状況等報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するとともに公表しなければならない。
- (9) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (10) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策

事業」という。)については、安心こども基金管理運営要領の定めるところによるものとされている。

【安心こども基金管理運営要領より】

(基金事業)

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ①基金の設置目的
- ②基金の額
- ③基金の管理
- ④運用益の処理
- ⑤基金の処分

(3) 基金事業の実施

①基金事業の実施計画の作成等

- ア 市町村は「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業」の事業ごとに規定する事業実施期限（以下「実施期限」という。）までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。
- イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。
- ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。
- エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応

じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

②基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出できないものとする。

③基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（(4)により繰り入れられた運用益を含む）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

①特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して3か月を限度に基金事業を延長することができる。

②基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基

金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するとき
に有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、別紙様式等により
事業実施状況報告書等を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出する
とともに公表しなければならない。

(特別対策事業の実施)

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、次に掲げる事業とする。

ただし、次の①②に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の
経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ② 土地の買収または整地に要する費用に対し補助を行う事業

【特別対策事業】

保育所等整備事業

- ・ 保育所緊急整備事業
- ・ 賃貸物件による保育所整備事業
- ・ 子育て支援のための拠点整備事業
- ・ 放課後児童クラブ設置促進事業

広域的保育所利用事業

家庭的保育改修等事業

- ・ 家庭的保育改修等事業
- ・ 家庭的保育者研修事業

保育の質の向上のための研修事業等

- ・ 保育の質の向上のための研修事業等

- ・ 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

認定こども園整備等事業

- ・ 認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園事業費

認定こども園等の環境整備等事業

- ・ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備
- ・ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

地域子育て創生事業

高等技能訓練促進費等事業

職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業

職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

- ・ 戸別訪問による相談支援等
- ・ 就業活動支度の費用についての支援

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

児童虐待防止対策緊急強化事業

その他事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、別紙に掲げる一部の事業者への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

2 基金活用の状況

平成22年度における安心こども基金充当事業は下記のとおり

(単位：千円)

	予算(9月補正後)	予算(2月補正後)
1 保育所等整備支援事業	1,065,190	1,044,855
2 地域児童育成事業	13,332	6,666
3 保育所等運営支援事業	5,077	5,077
4 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	1,208	995
5 地域子育て創生事業(市町村事業)	21,750	21,750
6 しまね子育て支援プラス事業	80,000	65,250
7 ふるまい向上プロジェクト(教育庁)	13,783	13,783
8 母子家庭等自立支援事業	56,790	56,790
9 施設入所児童支援事業	20,000	17,000
10 障害児施設等給付費	3,636	3,034
合計	1,280,766	1,235,200
基金取崩し額		1,210,110

(注) 上記合計額には一般財源からの支出分を含むので基金取崩し額とは合致しない。

平成22年度における最も執行額の多い保育所等整備支援事業補助額の内訳は下記のとおり

(単位：千円)

市町村名	施設種別	設置主体	整備区分	補助額（2月補正後予算額）
松江市	保育所	社会福祉法人	創設	114,365
松江市	保育所	社会福祉法人	創設	115,461
松江市	保育所	社会福祉法人	創設	99,163
松江市	保育所	社会福祉法人	増改築	5,758
松江市	保育所	社会福祉法人	増改築	49,845
松江市	保育所	社会福祉法人	増築	13,373
松江市	保育所	社会福祉法人	大規模修繕等	6,667
松江市	保育所	社会福祉法人	大規模修繕等	3,110
松江市	保育所	社会福祉法人	大規模修繕等	2,867
松江市	保育所	社会福祉法人	大規模修繕等	2,533
浜田市	保育所	社会福祉法人	創設	61,216
出雲市	保育所	社会福祉法人	増改築	176,078
出雲市	保育所	社会福祉法人	増改築	99,432
出雲市	保育所	社会福祉法人	増改築	98,406
出雲市	保育所	社会福祉法人	増改築	106,653
益田市	保育所	社会福祉法人	大規模修繕等	19,162
大田市	保育所	社会福祉法人	大規模修繕等	7,974
江津市	子育て支援のための拠点施設	江津市	大規模修繕等	2,851
雲南市	保育所	社会福祉法人	大規模修繕等	3,881
吉賀町	保育所	社会福祉法人	改築	56,060
合計				1,044,855

- * 保育所緊急整備補助は、すべての市町村に照会を行い事業の予定を把握した上で、個々の申請に基づき補助を行っている。
- * 出雲市の 4 件の補助金交付案件はいずれも保育所施設の全面的な建て替えかつ定員増によるものである。

【保育所等整備支援事業の事業内容】（保育所等緊急整備事業補助金交付要綱）

（趣旨）

県の交付する保育所等緊急整備事業費補助金（安心こども基金）（以下「補助金」という。）については、島根県安心こども基金を活用し、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

この補助金は、保育所及び子育て支援のための拠点施設の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

（定義）

この要綱において「施設整備」とは次の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について平成20年6月12日付け雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存設備の改築整備（一部改築を含む）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む）をすること。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日付け雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む）をすること。

(交付の対象)

この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人が設置する保育所に係る施設整備に対し、市町村が行う補助事業。
- (2) 市町村が設置する子育て支援のための拠点施設に係る施設整備事業。

3 実施した監査の手続き

実施した監査手続きは次のとおり。

- 安心こども基金事業にかかる予算執行（支出負担行為）に関する管理担当部署へのヒアリング、支出関連資料の閲覧及び内容検討

- 安心こども基金事業の各事業に関する事務事業管理担当部署へのヒアリング、関連資料の閲覧及びその内容検討

ただし、いずれも全ての帳票、証拠書類を査閲したものでなく、監査は試査により、監査人が抽出した箇所について手続きを行ったものである。

4 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

なお、当該包括外部監査における監査の結果及び意見は財務情報の信頼性を担保するものではない。

5 指摘事項

(1) 保育所等整備支援事業

①補助金申請書類に添付する工事費等の見積書詳細内訳の添付について

保育所等整備支援事業のうち吉賀町の社会福祉法人に対する補助金交付申請ファイルの中に工事費等の見積詳細内訳に関する資料が保管されていない。

県側においては交付申請の際には申請書に添付されていた工事費等の概略を記載した工事内訳書により交付決定の審査を行っているとしているが、工事費等の概略を記載した工事内訳書だけでは交付要綱に従っていない内容が含まれているか否かの判別が困難であると思われる。その後、工事完了後における実績報告の検査において工事等の詳細内訳を確認しており問題は生じていないが、補助金交付決定段階において補助金申請が適正であることの根拠となる工事費等の見積書詳細内訳の入手及び保管の徹底に努められたい。

IV しまね環境基金

1 基金の概要

地域環境保全対策費補助及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国の地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）交付要綱により行うこととされている。

【地域環境保全対策費等補助金交付要綱より】

（通則）

地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

補助金は、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために不可欠である地域の取組を支援し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築のための事業を実施するため、都道府県または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「都道府県等」という。）に基金を造成することを目的とする。

（交付先）

補助金は、環境大臣が都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

補助金は、都道府県等が平成21年7月10日付け環政計発第090710002号「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の「基金事業の内容」に定める事業を実施するための基金（以下「地域グリ

ーンニューデール基金」という。)を造成する事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。

(交付の条件)

地域グリーンニューデール基金は、平成元年度地域環境保全対策費補助金の交付を受けて造成した基金に積み増す又は新たに造成するものとする。

地域グリーンニューデール基金は他の基金とは別に経理するものとする。

地域グリーンニューデール基金に基づき実施する事業は、平成23年度末を期限として実施するものとし、事業が全て終了した場合において、残額がある場合には国費相当額を国に納付するものとする。

(実績報告書)

都道府県知事等は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

環境大臣は、実績報告書を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付決定通知書により都道府県知事等へ通知するものとする。

環境大臣は、都道府県等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

補助事業の経理に当たっては、補助金と地域グリーンニューデール基金に基づき実施する事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との関係を明らかにし、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

地域グリーンニューデール基金の運営主体、基金事業の内容、基金の運営、基金事業の実施の方法、市町村補助事業、事業効果の把握等については、地域グリーンニューデール基金事業実施要領の定めるところによる。

【地域グリーンニューデール基金事業実施要領より】

(運営主体)

基金の運営主体は、都道府県又は指定都市とする。

(基金事業の内容)

基金事業は、補助金により都道府県等において造成された基金を活用して都道府県等が行う次の事業とする。

(1) 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画事業

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3に規定する地方公共団体実行計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される事業であって次の各号に該当する事業

- ① 公共施設省エネ・グリーン化推進事業
- ② 民間施設省エネ・グリーン化推進事業
- ③ 地域環境整備支援事業
- ④ 廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業
- ⑤ その他環境大臣が必要と認める事業

(2) 都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5又は第6条に基づき実施する事業であって次の各号に該当する事業

- ① アスベスト廃棄物処理施設整備事業
- ② 不法投棄・散乱ごみ監視等事業
- ③ 不法投棄残存事案支障状況等調査事業

(3) PCB 廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第7条に規定するPCB廃棄物処理計画及び廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物処理計画に基づき実施する事業であって次の各号に該当する事業

- ① 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業
- ② 微量PCB廃棄物処理施設整備事業

(4) 海岸漂着物地域対策推進事業

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する地域において、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画の策定に関する事業、地域計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業

(基金の運営)

(1) 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

(2) 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れ、基金事業に要する経費に充てることができる。ただし、平成元年度地域環境保全対策費補助金の交付を受けて造成した基金（以下「地域環境保全基金」という。）に繰り入れることはできない。

(3) 基金の取崩しの制限

基金（基金の運用によって生じた果実を含む。）は、「基金事業の内容」に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

(4) 基金の残額の取扱い

都道府県等は、計画されている基金事業が全て終了したときに、基金に残額がある場合は国費相当額を国庫に返還しなければならない。

(5) 基金事業の事業計画等

- ① 都道府県等は、補助金の交付申請時に地域グリーンニューディール基金事業計画書（全体）を、各事業年度の開始前（平成21年度にあっては補助金の交付申請時）に地域グリーンニューディール基金事業計画（各年度）を作成し、環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。
- ② 都道府県等は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ地域グリーンニューディール基金事業計画変更書を作成し、総合環境政策局長に提出し、その確認を受けものとする。ただし、基金事業の各予算費目（地域環境保全対策費補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）内の個別事業相互間における、事業費の2割以内の流用である場合には、この限りではない。
- ③ 都道府県等は、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業について地域グリーンニューディール基金事業状況報告書を作成し、当該年度末の翌々月20日までに、総合環境政策局長に提出するとともに、その内容を公表するものとする。

(基金事業の実施の方法)

(1) 契約等

都道府県等における基金事業の実施に係る契約の際には、各都道府県等の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に随意契約に準じ

た手続きによるものとし、各都道府県等の財務規則等に基づき、契約するものとする。

(2) 補助事業

都道府県等は、基金事業の実施に係る補助の際には、交付申請その他の手続き等の補助要綱等を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。

(市町村補助事業)

都道府県は、市町村が公共施設省エネ・グリーン化推進事業、民間施設省エネ・グリーン化推進事業、地域環境整備支援事業、廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業、不法投棄・散乱ごみ監視等事業、不法投棄残存事案支障状況等調査事業、海岸漂着物地域対策推進事業の基金事業を実施する場合において、基金を財源として市町村に補助金（補助率10/10を上限）を交付することができるものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。

(事業効果の把握)

(1) 温室効果ガス削減量の把握

地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業を実施する場合には、都道府県等（市町村補助事業を実施する場合には市町村。以下同じ。）は、事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握するものとする。また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供するものとする。

(2) 雇用効果の把握

都道府県等は基金事業を実施する場合には、直接的な雇用効果を把握するものとする。また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供するものとする。

(基金事業の実績報告)

都道府県等は、基金事業が全て終了したとき又は平成23年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行う

ものである場合には、出納整理期間末日。) から 1 か月以内に地域グリーンニューデール基金事業実績報告書を作成し、環境大臣に提出しなければならないものとする。

(財産の管理等)

都道府県等は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 基金活用の状況

平成22年度におけるしまね環境基金（グリーンニューディール基金）活用の状況は下記のとおり

(単位：千円)

	国交付決定額 (注1)	平成22年度執行額
市町村地球温暖化対策事業	489,000	174,613
しまね海洋館省エネ設備導入事業	60,000	29,999 (注2)
小規模省エネ改修支援事業	41,000	13,911
島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業	180,000	134,440 (注3)
市町村不法投棄・散乱ごみ監視パトロール事業	9,000	3,559
微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業	20,000	2,047 (注4)
島根県重点区域海岸漂着物対策推進事業	321,188	24,045 (注5)
合計		382,614
基金取崩し額		382,614

- (注1) 国交付決定額は平成21年度から23年度までの3か年の事業期間において県が実施する事業計画に基づき決定された国からの交付額の総額を表している。
- (注2) しまね海洋館省エネ設備導入事業については平成21年度において別途29,998千円が執行されており、平成21、22両年度における執行額の総額は59,997千円となっている。
- (注3) 島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業については平成21、22両年度をもって177,908千円が執行されたことにより、平成22年度をもって募集及び事業執行を終了している。
- (注4) 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業については平成21、22両年度をもって3,787千円が執行されており、国交付決定額に対して事業の執行率が低い水準に留まっているが、平成23年度において15,356千円の事業執行を予定している。
- (注5) 島根県重点区域海岸漂着物対策推進事業については平成21、22両年度をもって31,091千円が執行されており、国交付決定額に対して事業の執行率が低い水準に留まっているが、平成23年度に287,736千円の事業執行を予定している。

市町村地球温暖化対策事業による市町村への補助金交付の内容は下記のとおり

(単位：千円)

	国交付決定額 (注 1)	平成22年度執行額
浜田市総合福祉センター省エネ改修工事	35,000	35,000
益田市立図書館省エネ改修工事	10,000	10,000
江津市農林水産物直売所太陽光発電・ L E D照明導入工事	14,000	9,450 (注 2)
東出雲町庁舎省エネ改修工事	35,000	29,675 (注 3)
美郷町役場太陽光発電導入・省エネ工事	35,000	34,492
邑南町庁舎省エネグリーン化事業	35,000	34,996
海士町役場庁舎省エネ改修事業	35,000	21,000
合計		174,613

(注 1) 国交付決定額は平成21年度から23年度までの事業期間において県が実施する事業計画に基づき決定された国からの交付額の総額を表している。

(注 2) 江津市農林水産物直売所太陽光発電・L E D照明導入工事については平成21年度において別途3,999千円が執行されており平成21、22両年度における執行額の総額は13,449千円となっている。

(注 3) 東出雲町庁舎省エネ改修工事については平成21年度において別途3,000千円が執行されており、平成21、22両年度における執行額の総額は32,675千円となっている。

小規模省エネ改修支援事業の交付については補助金交付規則（昭和32年島根県規則第32号（以下「規則」という。）に定めるもののほか、島根県小規模省エネ改修支援事業補助金交付要綱に定めるところによる。

【島根県小規模省エネ改修支援事業補助金交付要綱より】

（補助金の交付対象）

県は、補助金の交付の対象として次条に定める施設・設備・機器等（以下「補助対象設備等」という。）の設置に要する費用（以下「補助対象費用」という。）について、当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）県内に事業所がある企業等の法人又は県内で事業を営む個人事業主
- （2）当該補助事業に関して、国、他の団体から補助金（利子補給金を除く）を受けていない者
- （3）事業所の年間エネルギー使用量がおおむね原油換算100kL以上で、島根県地球温暖化対策協議会に「しまねストップ地球温暖化宣言事業者」として宣言し、同協議会に登録されている E C O アドバイザーによる省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）を当該補助事業実施の前年度又は当該補助事業実施年度に受けている者
- （4）補助対象設備等の設置による省エネルギー・CO₂削減効果に関するデータを、知事の求めに応じて提供できる者
- （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- （6）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者に該当せず、かつその2年を経過しない者を代理人、支配人、その他の使用人として使用しない者
- （7）県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(補助対象設備等及び補助金の額)

補助金の交付の対象となる設備等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在する事業所（国又は地方公共団体が事業所の施設を所有する場合を除く）に設置する設備等
- (2) 省エネ診断において提案された設備等
- (3) 国内クレジット制度（国内排出量減量認証制度）運営規則（平成20年10月21日経済産業省、環境省、農林水産省）に基づいて認証された排出削減方法論に係る設備等
- (4) 前号の設備等について、1事業所において2種類以上を組み合わせて設置するものであるか、複数の事業所において1種類以上設置するものであり、設置前と比較してCO₂排出量を1種類あたり年間1トン以上、合計で20トン以上削減する計画となる設備等
- (5) 県内事業者が製造または販売する設備等

補助対象経費は、補助対象設備等の設置に必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費とし、補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の1を乗じて得た額以内（1,000円未満切り捨て）とする。

ただし、申請1件あたりの補助金の額は、CO₂削減量1トンあたり100千円以内であり、かつ、上限は3,000千円とする。

【島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助金募集要領より】**(申込時の注意事項)**

事業の実施に当たっては、原則として複数者からの見積合わせによって、工事等の発注先を決定する必要があります。やむを得ず見積書が1者のみとなる場合は、1者となった理由書を作成し、添付してください。

交付決定前に発注先が決定していたり、契約済みであったりする場合は対象となりません。

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金の交付については補助金交付規則（昭和32年島根県規則第32号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金交付要綱に定めるところによる。

【島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金交付要綱より抜粋】**(補助金の交付対象)**

県は、第3表別表に掲げる設備（以下「補助対象設備等」という。）のうち太陽光発電システム及びそのほかに1種類以上の補助対象設備の設置に要する費用（以下「補助対象費用」という。）について、予算の範囲内で当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付するものとする。

補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 島根県内の住宅（店舗、事務所等との兼用は可とする）に太陽光発電システムを設置、若しくは太陽光発電システムが設置された島根県内の建売住宅を購入する者で、第3条別表に掲げる補助対象設備のうち、太陽光発電システムの他に1種類以上の補助対象設備を設置し、それぞれの補助対象設備についてこの補助金の交付を受けようとする者。
- (2) 自ら電力会社と電灯契約を結んでいる個人であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。

この要綱の規定に基づき補助金を受けて補助対象設備を設置したことがある者は、この補助金の申請をすることができない。

(補助対象設備等及び補助金の額)

補助金の交付の対象となる設備及び当該設備に係る補助金の額は、別表に定めるものとする。ただし、申請 1 件あたりの補助金の額の合計額は 150,000 円を上限とする。

(別表)

太陽光発電システム (必須)	出力 1 KWあたり 4 万円 (上限 3 KW、12万円)
太陽熱温水器	補助対象経費が 1 万円以上で、その 10%以内
ペレットストーブ	同上
薪ストーブ	同上
L E D照明器具	同上

3 実施した監査の手続き

実施した監査手続は次のとおり

- しまね環境基金充当事業にかかる予算執行（支出負担行為）に関する担当管理部署へのヒアリング、支出関連資料の閲覧及び内容検討
- 平成22年度におけるしまね環境基金充当事業の各事業に関する事務事業管理担当部署へのヒアリング、支出関連資料の閲覧及びその内容検討

ただし、いずれも全ての帳票、証拠書類を査閲したのではなく、監査は試査により、監査人が抽出した対象について手続を行ったものである。

4 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

なお、当該包括外部監査における監査の結果及び意見は財務情報の信頼性を担保するものではない。

5 指摘事項

(1) 市町村地球温暖化対策事業

① 益田市立図書館省エネ改修工事について

平成22年4月1日交付決定された益田市立図書館省エネ改修工事については平成22年度内において入札及び契約の実績がなく繰越明許費として処理が行われている。益田市の繰越明許限度額調書によれば、繰越の理由として、当該工事に対処できる業者が限られていることに併せ、太陽光パネルの品薄状態が続いたこと、また設計監理業者においても受注に追い付けない状況が続いたとある。その後、当該工事に関しては事業変更（太陽光パネル設置及びLED照明工事から空調設備の省エネ化及びLED照明工事への変更）が行われ、平成23年11月15日に入札が実施され、空調設備工事については落札されたがLED照明工事については不落に終わり、平成23年度内に再度入札を予定している。当該補助金の交付申請は平成22年3月23日に行われており1年半以上を経過しても工事が完了していない。緊急経済対策等の一環として早期に事業を執行し、効果を発現させることを目的とする国の経済対策により造成された基金事業の性質に鑑み、同様の事業内容に関する補助金交付決定を受けた市町村と比較して著しく事務事業の執行が遅延している点について助言につとめられたい。

(2) 小規模省エネエコ改修支援事業

① 補助金申請書類の不備について

島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助金募集要領の申込時の注意事項によれば、事業の実施に当たっては、原則として複数者からの見積合わせによって、工事等の発注先を決定する必要がある、やむを得ず見積書が1社のみとなる場合は1社となった理由書を作成し添付することとなっている。また、交付決定前に発注先が決定していたり、契約済みであったりする場合は対象とならないとしている。

平成22年度事業執行された案件について補助金交付申請書等を閲覧したところ、事業費等の積算根拠となる見積書等の日付が空欄となっているものや、筆跡上同一人物が別会社の見積書の日付欄に日付を記入したと思われるものが見受けられた。

申請書受理及び審査時には申請書類への不備がないよう留意されたい。

第3章 平成23年度包括外部監査の日程等について

日時	内 容
平成23年 4 月27日	内部協議
平成23年 5 月11日	政策企画局、総務部人事課、総務部財政課、教育委員会よりレクチャー
平成23年 5 月18日	公安委員会、病院局、企業局よりレクチャー
平成23年 5 月25日	古崎さんより県有財産、財政援助団体等についてレクチャー、内部協議
平成23年 6 月 1 日	内部協議
平成23年 6 月 8 日	総務部財政課より質問回答、内部協議
平成23年 6 月15日	健康福祉部、商工労働部よりレクチャー（安心こども基金、ふるさと雇用再生特別基金）内部協議
平成23年 6 月22日	内部協議
平成23年 6 月28日	資料作成、監査委員事務局古崎さんとの打合せ
平成23年 6 月29日	内部協議、資料閲覧
平成23年 7 月 6 日	内部協議、資料閲覧
平成23年 7 月20日	内部協議（テーマ選定）、資料閲覧
平成23年 7 月27日	内部協議（テーマ選定）、資料閲覧
平成23年 7 月30日	監査実施計画策定
平成23年 7 月31日	監査実施計画策定
平成23年 8 月 1 日	監査実施計画の策定及びとりまとめ
平成23年 8 月31日	政策企画局よりレクチャー、内部協議
平成23年 9 月 6 日	平成23年度包括外部監査における実地監査（9/7分）の準備
平成23年 9 月 7 日	健康福祉部青少年家庭課実地監査
平成23年 9 月14日	内部協議、資料査閲
平成23年 9 月21日	環境生活部環境政策課、環境生活総務課、廃棄物対策課実地監査
平成23年 9 月28日	内部協議、資料査閲
平成23年10月 5 日	内部協議、資料査閲
平成23年10月11日	資料分析及び検討 資料とりまとめ
平成23年10月12日	資料閲覧、内部協議
平成23年10月17日	資料査閲、分析

平成23年10月19日	雇用政策課、土地資源対策課、地域政策課の实地監査
平成23年10月26日	資料査閲、内部協議
平成23年11月2日	地域政策課、産業振興課の实地監査、資料査閲
平成23年11月9日	しまねブランド推進課の实地監査、資料査閲
平成23年11月12日	实地監査中間まとめ及び各部署への照会事項文書作成
平成23年11月13日	实地監査中間まとめ及び各部署への照会事項文書作成
平成23年11月16日	農畜産振興課の实地監査、資料査閲
平成23年11月22日	産業技術センターの实地監査
平成23年11月30日	内部協議、資料査閲
平成23年12月3日	資料まとめ、照会事項作成
平成23年12月7日	財政課、地域政策課、営繕課より照会文書について回答
平成23年12月14日	環境生活部環境政策課、健康福祉部青少年家庭課より照会文書について回答
平成23年12月21日	雇用政策課、産業技術センター、財政課より照会文書について回答、内部協議
平成23年12月27日	農畜産振興課より照会文書について回答
平成24年1月3日	監査報告書作成
平成24年1月4日	監査報告書作成
平成24年1月5日	監査報告書作成
平成24年1月6日	監査報告書作成
平成24年1月10日	雇用政策課、しまねブランド推進課より照会文書について回答、内部協議
平成24年1月11日	監査報告書作成
平成24年1月12日	監査報告書作成
平成24年1月13日	監査報告書作成
平成24年1月14日	監査報告書作成
平成24年1月16日	監査報告書作成
平成24年1月17日	監査報告書作成
平成24年1月24日	監査報告書校正作業
平成24年1月25日	監査報告書校正作業
平成24年2月2日	監査報告書校正作業
平成24年2月8日	内部協議
平成24年3月28日	知事報告